

第4章

オーストラリアにおける連邦・州・地方の役割分担

橋都由加子

1. オーストラリアの政府構造

オーストラリアの政府は、連邦憲法に根拠規定をおく連邦政府と旧英国自治植民地であった6つの州政府、自治権を持つ3つの特別地域政府¹、自治権を持たない領土、州の下部組織である地方政府から成っている²。連邦交通・地域サービス省の統計によれば、2004-05年度の地方政府数は703である³。

自治権を持つ特別地域政府のうち、北部準州と首都特別地域はその他の州と同様の権限を与えられている。もう一つの特別地域であるノーフォーク島は1979年ノーフォーク島法によってある程度の自治が認められている。また、ジャービス湾地域、ココス（キーリング）諸島、クリスマス島、珊瑚海諸島、アシュモア島およびカルティエ島は自治権を持たない領土として統治されている。

2. 連邦・州・地方の法的な役割分担

2.1 連邦憲法

2.1.1 連邦の立法権

連邦憲法における連邦と州の権限分割は、連邦権を列挙し残余権を州に留保する形をとっている。連邦の専属的権限は、第90条に規定される関税、内国消費税および物品の生産または輸出に対する奨励金の賦課などがあるが、第51条に共管権として列挙されているのは次の権限である。

- 1 諸外国との通商および各州間の通商
- 2 租税の賦課徴収

¹ 以下では特に断らない限り、「州」は6州と首都特別地域、北部準州の2つの特別地域を合わせたものを指す。

² 首都特別地域は直接に地方サービスを担っており、地方政府を持たない。

³ Department of Transportation and Regional Services(2006)p.7. ただし、ここでの地方政府の定義は、連邦から地方政府に対する財政援助交付金の交付対象となる地方政府であるため、州法によって設立されている地方議会他に、地方議会とは同様の立法権を持たない申告団体を含んでいる。

- 3 物品の生産または輸出に対する奨励金
- 4 連邦の公的信用における起債
- 5 郵便、電信、電話その他類似の事業
- 6 陸海軍による連邦および各州の防衛、連邦法の執行および維持のための武力の統制
- 7 灯台、灯台船、航路標識および浮標
- 8 天文観測および気象観測
- 9 検疫
- 10 領海外のオーストラリア水域での漁業
- 11 国勢調査および統計
- 12 通貨、貨幣制度および法定通貨
- 13 州の銀行業以外の銀行業
- 14 州の保険業以外の保険業
- 15 度量衡
- 16 為替手形および約束手形
- 17 破産および支払不能
- 18 著作権、発明および意匠の特許権ならびに商標
- 19 帰化および外国人
- 20 外国会社および連邦の領域内に設立される商事会社または金融会社
- 21 婚姻
- 22 離婚ならびに婚姻事件、これらに関連する親権ならびに未成年者の保護および後見
- 23 傷病者および高齢者に対する年金
- 23A 出産手当、寡婦年金、児童養育手当、失業・医薬品・疾病・入院手当、医療および歯科医療の事業、学生への奨学金、家族手当に関する措置
- 24 各州の民事および刑事の手続きならびに州裁判所の判決と執行
- 25 各州の法律、公法律および公記録ならびに訴訟手続きの承認
- 26 特別法の制定の必要があると認められる種族に属する人民
- 27 出入国
- 28 犯罪人の流入
- 29 対外業務
- 30 連邦と太平洋諸島との関係

- 31 議会が法律を制定する権限を有する目的のために、正当な条件により州または個人から財産を取得すること
- 32 連邦の陸海軍のための輸送に関する鉄道の統制
- 33 州の同意を得て州の鉄道を買収すること
- 34 州の同意を得て州内に鉄道を敷設および延長すること
- 35 一州の州域外にわたる労働争議を防止し、および解決するための調停および仲裁
- 36 この憲法が、議会が別に定めるまでの間と規定している事項
- 37 一州または複数の州の議会が連邦議会に付託した事項
- 38 直接に関係を有するすべての州の議会の要請または同意により、憲法制定の時に連合王国議会またはオーストラレイシア連合評議会に専属している権限を、連邦内において行使すること
- 39 憲法により、議会、議会のいずれかの議員、連邦政府、連邦裁判所、または連邦の行政機関もしくは公務員に与えられた権限の執行に付帯する事項

連邦憲法は 1901 年に施行されたが、上記の第 23 項 A は 1946 年の憲法改正により、また第 26 項は 1967 年改正により追加された。

2.1.2 州の権限

連邦憲法第 106 条では、連邦憲法に抵触しない限り州憲法の継続が認められており、第 108 条では、連邦議会の権限事項でも州法は効力を有するとされている。ただし、いくつかの州への禁止事項も列挙されており、第 114 条では州による軍隊徴募、連邦および州の財産に対する課税が、第 115 条では州による貨幣鑄造等が禁止されている。また、第 109 条では州法が連邦法に抵触した場合は連邦法が優先し、州法は抵触する限度において無効となることが定められている。

2.1.3 連邦憲法における地方政府の規定

連邦憲法は地方政府に関して規定を行っていない。1980 年代には連邦憲法で地方政府の存在を認知するよう求める運動が強まり、1974 年につづいて 1998 年にも国民投票にかけられたものの、全投票の 33.5%の賛成しか得られず、すべての州で過半数に達しなかったために、改正は行われなかった。

2.2 地方政府の法的位置づけ

各州において地方政府の構成や権限は、州の立法政策上の問題とされている。地方政府の具体的な名称は、市 (city)、タウン (town)、シャイアー (shire)、バラ (borough)、ミュニシパリティ (municipality)、ディストリクト (district) 等である。各州と北部準州は、地方自治体に関する基本法である「地方政府法 (Local Government Acts) で地方議会の権限、役割、責任を規定している。1990 年代の各州の地方政府法の改正により、地方議会の役割や機能の限定は弱められ、説明責任や会計報告の義務が強められた傾向にある。

各州は州憲法で地方自治体の存在を認知する条項をおくが、必ずしも具体的に長や議員の直接公選や議会の条例制定権を保障する内容のものとはなっていない。例えば、ニューサウスウェールズ州憲法では、1986 年の憲法改正で初めて地方自治体の根拠規定を有することとなった。その中では次のように、地方自治の権限は州から伝来することが明記されており、住民自治に関する条項は定められていない⁴。

第 51 条 より良き行政執行のため、州政府の権限を分有し、かつ、適法に選出または任命された者から構成される地方自治体による地方行政制度が存続するべきこと。

② 地方自治体の構成および権限は、州法律の定めるところによるべきこと。

③ 前項の法律とは、この条項制定前および制定後に施行された関連法律をいうこと。

④ ウェスタンランド施政官、ハウ諸島委員会および地方自治体管理者は、地方自治体とみなされること。

また、州憲法は各州の立法手続によって修正されることから、地方政府条項が存在していても、これが修正されたり、場合によっては地方制度が廃止される可能性もある。また、地方政府条項の存在は、州が選出された地方議員を解任したり、自治体を廃止する権限を妨げるものではない。

図表 4-1 は各州憲法の地方政府条項の修正に必要な条件を比較したものである。クイーンズランド州とヴィクトリア州では、地方政府条項の修正に州民投票を必要とするため、地方制度は比較的強く守られていると言える。一方で、ニューサウスウェールズ、西オーストラリア、タスマニアの 3 州では、上院と下院の投票による過半数の賛成によ

⁴ 久保田(1998)p.10.

って地方政府条項が修正されるため、地方政府条項は比較的弱い。また、ヴィクトリア州以外では、地方政府条項の修正手続の変更に必要な条件も特別に設けられていない。

北部準州は憲法を有しないが、議会は連邦の1978年北部準州自治法(Northern Territory Self-Government Act 1978)第6部によって、北部準州の平和、秩序、よい政府のために立法を行う一般的な権限を与えられている。北部準州議会は1993年地方政府法(Local Government Act 1993)によって地方制度を規定しているが、この法も議会の過半数の投票によって修正されるものである。

図表 4-1 各州憲法における地方政府条項

州	現行の州憲法制定年	地方政府に関する条項	地方政府に関する憲法条項の修正に必要な条件	地方政府に関する憲法条項の修正手続の変更に必要な条件
NSW	1902	第 51 条	上院と下院それぞれの投票による過半数の賛成	上院と下院それぞれの投票による過半数の賛成
Vic	1975	第 74 条 A、第 74 条 B	州民投票による過半数の賛成	州民投票による過半数の賛成
Qld	2001	第 70 ないし 78 条	州民投票による過半数の賛成	議会の投票による過半数の賛成
WA	1889	第 52 条	上院と下院それぞれの全議員の過半数の賛成	上院と下院それぞれの投票による過半数の賛成
SA	1934	第 64 条 A	上院と下院それぞれの全議員の過半数の賛成	上院と下院それぞれの投票による過半数の賛成
Tas	1934	第 45 条 A、B、C	上院と下院それぞれの投票による過半数の賛成	上院と下院それぞれの投票による過半数の賛成

出典：Department of Transport and Regional Services(2006)p.2, Table 1.1.

3. 地方の財政責任

ニューサウスウェールズ州を例にとると、地方財政に関する規定は1993年地方政府法にもとづく。地方議会はいかなる時にいかなる目的についても借入を認められている(第621条)が、その手法を地方政府省大臣が承認している必要がある(第622条)。また、担当大臣は地方議会の借入に制限を課す権限を持っている(第624条)ことから、毎年個々の地方議会に対する借入上限を定めている。

また、担当大臣の借入に関する命令(Minister's Borrowing Order)によっても借入に対する規制が行われており、次のことが禁止されている。

- ・ニューサウスウェールズ財務公社(New South Wales Treasury Corporation)が計算して示した利子率を越えての借入
- ・30日未満の期間の借入、見合い資産の推計耐用年数を越えての借入

- ・海外からの借入、オーストラリア通貨以外での借入
- ・借入総額の 0.25%を越える手数料の支払い
- ・借入総額の 0.1%を越える、書類作成料等の借入に関連する料金の支払い

また、2005 年地方政府（一般）規制（Local Government(General)Regulation 2005）第 230 条により、議会が借入を行ってから 7 日以内に、ジェネラル・マネージャーは地方政府省長官に借入の詳細を報告することが義務づけられている。

4. 連邦・州・地方の役割分担の現状

4.1 役割分担の現状

州の役割は教育、警察、保健医療、交通、農林水産業、道路、地方政府の監督等である。地方の役割は州や地域によって異なるが、一般的には地方道路、上下水道等の日常生活関連のインフラ整備、ごみ収集等の生活環境関連サービス、建築規制、公衆衛生管理等の規制行政を担っている。また、都市の地方政府では、カルチャーセンター、図書館、美術館、芸術センターの建設・運営、公園整備等の生活文化関連サービスを担っていることもある。諸外国の多くの地方は、保健医療、教育、警察、公営住宅などを担っているが、オーストラリアではこれらは州の権限である。

図表 4-2 一般政府部門の目的別歳出内訳、2003-04 年度（100 万ドル）

	連邦		州		地方		全政府（純計）	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
総務	10,584	4.9	5,844	5.0	2,769	15.2	18,100	6.1
防衛	12,949	6.0	0	0.0		0.0	12,949	4.4
警察・消防・司法	2,385	1.1	11,025	9.4	429	2.3	13,553	4.6
教育	13,398	6.2	31,393	26.7	68	0.4	43,611	14.8
保健医療	31,770	14.8	28,685	24.4	307	1.7	51,558	17.5
社会保障・福祉	80,102	37.4	7,322	6.2	1,110	6.1	86,706	29.4
住宅・居住環境整備	1,633	0.8	5,111	4.3	4,382	24.0	9,445	3.2
レクリエーション・文化	2,165	1.0	3,218	2.7	2,715	14.9	7,897	2.7
燃料・エネルギー	3,556	1.7	1,204	1.0	13	0.1	4,685	1.6
農林水産業	2,021	0.9	2,383	2.0	34	0.2	3,991	1.4
鉱工業、建設業	1,589	0.7	459	0.4	278	1.5	2,322	0.8
交通・通信	2,827	1.3	11,238	9.6	4,544	24.9	16,340	5.5
公債費・退職年金支出	9,099	4.2	5,560	4.7	365	2.0	14,857	5.0
その他経済サービス	4,224	2.0	2,473	2.1	688	3.8	7,302	2.5
その他	36,127	16.8	1,579	1.3	562	3.1	1,301	0.4
合計	214,430	100.0	117,503	100.0	18,265	100.0	294,617	100.0

出典：Australian Bureau of Statistics, “Government Finance Statistics 2003-04,” 2005

図表 4-2 で一般政府部門の目的別歳出内訳を確認すると、州は特に教育や保健医療の歳出が大きい。連邦は国防、外交、通商等の機能が割り当てられているが、特定補助金の交付を通じて間接的に州行政に関与することが可能なため、その他に社会保障、教育の歳出も大きく、やはり広範囲の歳出機能を担っている。一方で、地方の歳出機能は地方道路を含む交通・通信や住宅・居住環境整備などに限られていることが分かる。

4.2 社会保障・社会福祉制度

4.2.1 老齢年金・貯蓄型私的年金制度

オーストラリアの年金制度は社会保険方式ではなく、無拠出の税方式であり、均一給付、所得・資産調査を伴うことが特徴である。現在の年金給付を規定する法律は 1991 年社会保障法 (Social Security Act 1991) であり、1999 年社会保障 (施行) 法 (Social Security(Administration)Act 1999) にもとづいて支給されている。

制度の全体的な監督は連邦の家族・コミュニティサービス・先住民省が行い、年金の給付等のプログラムの運営は、連邦の機関であるセンターリンク (Centrelink) が全国 401 のカスタマーサービスセンターと 16 の地域事務所を通じて行っている。

老齢年金 (Age Pension) の支給にあたっては所得調査と資産調査が行われるが、この二つの基準によりそれぞれ算定された給付額のうち、低い方が支給される。夫婦の所得や資産は合算して計算される。所得調査と資産調査は当初から独立に行われていたが、1961 年には統合された。1973 年に 75 歳以上の、1975 年に 70 歳以上の所得・資産調査が廃止され、1976 年にはすべての資産調査が廃止されたが、1983 年に 70 歳以上の所得調査が復活し、1985 年に所得調査と独立の資産調査が再導入されている。

2006 年 7 月時点の所得調査の内容は、満額支給上限所得額が、2 週間あたり単身者が 128 ドル、夫婦が 228 ドルであり、満額支給上限所得を超えると、単身者の給付額は超過 1 ドルにつき 40 セント削減される。夫婦の給付額は超過 1 ドルにつき 20 セント (一人あたり) 削減される。この結果、一部支給上限所得額は、単身者が 1,391.75 ドル、夫婦が 2,328.50 ドルである。また、2006 年 7 月時点の資産調査の内容は、満額支給上限資産額は、持家の場合、単身者が 161,500 ドル、夫婦が 229,000 ドルである。借家の場合、単身者が 278,500 ドル、夫婦が 346,000 ドルであり、満額支給上限資産を超えると、給付額は超過 1,000 ドルにつき 3 ドル削減される。ただし、持家は資産の計算から除かれる。この結果、一部支給上限資産額は、持家の場合、単身者が 330,000 ドル、夫婦が

509,500 ドルであり、借家の場合、単身者が 346,000 ドル、夫婦が 626,500 ドルである。2005 年 6 月時点では、老齢年金受給者の 63%が満額支給を、37%が所得・資産調査により一部支給を受けていた⁵。

老齢年金の支給要件は居住年数と年齢を基準としており、オーストラリアの居住者で、支給開始までに国内の居住期間が合計 10 年以上である者(ただし難民を除く)である⁶。支給開始年齢は男性が 65 歳、女性は 1995 年までは 60 歳であったが、2013 年までに 65 歳へと段階的に引き上げられている。また、年金の繰り下げ支給に対する特別給付制度もある⁷。

老齢年金の給付水準は、単身者の給付が男性の週あたり賃金平均 (Male Total Average Weekly Earnings) の 25%以上に維持されるよう調整されていることが法律に明記されており、2006 年 7 月時点では単身者が 2 週間あたり 499.70 ドル、夫婦がそれぞれ 417.20 ドルである。

2005 年 6 月時点では、年金支給開始年齢以上人口 (2,884,886 人、連邦統計局推計) の 76%が、老齢年金、復員軍人年金等を受給している。この内訳は、対象人口の 66% (1,915,036 人) が老齢年金の受給者、残り (285,809 人) が復員軍人省の支給する、所得・資産調査付きの所得保障の受給者である⁸。また、2002-03 年度に、65 歳以上の高齢者を世帯主とする世帯について、老齢年金を主な所得源とする世帯は 69.1%であった。なお、老齢年金を所得源の 50%未満とする世帯は 30.9%、20%未満とする世帯は 19.5%、1%未満とする世帯は 13.3%である⁹。

この他に、老齢年金受給者には薬剤補助手当 (Pharmaceutical Allowance)、家賃補助給付 (Rent Assistance)、電話回線補助手当 (Telephone Allowance) といったその他の優遇措置も認められている。また、老齢年金の支給額は所得税の課税所得に算入されるが、老齢年金受給者には税額控除が認められている。

⁵ Department of Family and Community Services(2005)^a p.223-225.

⁶ 国外の居住者について、特定の国との社会保障協定による例外もある。

⁷ 就業し年金の支給開始を繰り下げた者に対して、年金支給開始時に非課税の一括給付が行われる。受給資格は老齢年金の受給資格を持ち、年間の就業時間が 960 時間以上で、年金の受給開始を 12 ヶ月以上繰り下げていることである。給付額は支給を繰り下げた各年につき、老齢年金給付額の 9.4%に支給を繰り下げた年数を乗じた額である。ただし、支給を繰り下げた年数として計算されるのは 5 年が上限である。

⁸ ただし、この二種の年金の他の所得保障制度が存在するため、それらをすべて合わせた年金受給率は、ここで示した数値よりも高くなると考えられる。関連する所得保障制度として、所得・資産調査付きのものは妻の老齢年金 (Wife Pension(Age))、寡婦年金 B (Widow B Pension) が、所得・資産調査のないものは障害年金や復員軍人省の支給する寡婦年金 (War Widow Pension) が存在する。

⁹ Department of Family and Community Services(2005)^a p.223-225.

連邦の関与する年金には、老齢年金の他に貯蓄型私的年金制度（Superannuation）がある。これは義務的な企業年金と自発的な個人年金の性格を持つ制度で、老齢年金を補完する退職者の所得確保と国民貯蓄増加の重要な手段として位置づけられており、1992年7月の私的年金保証制度（superannuation guarantee）の導入により、雇用主による積み立てが実質的に義務づけられている。この制度では、雇用主は被用者のために法定保険料を拠出し、2002-03年度以降の法定保険料は9%である。雇用主が拠出を行わない場合は、連邦が雇用主に対して法定保険料に利子と手数料を加えた私的年金保証課徴金（Superannuation Guarantee Charge）を賦課し、連邦税務局がこの保険料分を被用者にバウチャーとして再分配する仕組みとなっている。法的な枠組みは1993年私的年金（監督）法（Superannuation Industry(Supervision)Act 1993）によって定められている。

私的年金保証制度の適用対象は18歳から70歳までの月450ドル以上の所得のある被用者である。財源は雇用主による義務的な積立金であるが、さらに雇用主、雇用主と被用者の両者または被用者が自発的に積み立てを行うことも奨励されている。年金給付の受給開始年齢は55歳であり、例外的な場合を除いて、それ以前に年金資産を引き出すことは制限されている。現行制度の下では、55歳から60歳の間私的年金資産を享受し、60歳から公的な老齢年金を受給しようとするインセンティブが働くとの指摘もあるため、受給開始年齢は2015年から段階的に引き上げられ、2025年に60歳とされることが決定している。

4.2.2 医療保障制度

保健医療分野での連邦の権限は、連邦結成時には検疫に関するものだけであったが、1946年の憲法改正で第51条第23項Aが加えられてからは、連邦が医療給付やサービスを供給することが可能となった。このため、現在では連邦と州の両者がこの分野での権限を有している。

連邦は政策決定や、公的保健医療、調査、全国的な情報管理など、特に全国的な事項において主導的な役割を果たしている。一方で州は、公的医療サービスの運営や、医療従事者の規制などの医療サービス供給者との直接の関係の維持を行っている。また、公立の救急病院や精神病院サービス、学校保健、歯科衛生などを含む広範囲の地域保健プログラムを実施している。

全国的な公的医療制度は、メディケア（Medicare）と呼ばれる、1984年に開始した国

民全体を対象とした医療保障制度である。この制度の内容は主に①医師、検眼士、歯科医等の専門家によるサービスへの支払いに対する補助、処方箋薬代の補助、②公立病院の患者に対する無料サービスの提供、③州やその他の団体への特定補助金の交付、である。制度を規定する法律は1973年健康保険法（Health Insurance Act 1973）であり、1983年に一部改訂を受けている。政策の責任は連邦の保健・高齢化省（Department of Health and Aging）が担っており、制度の運営は、従来は健康保険委員会（Health Insurance Commission）が担当していたが、2005年10月以降メディケア庁（Medicare Australia）が行っている。

メディケアの財源は連邦一般財源とメディケア課徴金である。メディケア課徴金（Medicare Levy）は連邦の目的税であり、課税標準は課税所得で、基本税率は1.5%であり、民間保険に加入していない高所得者はさらに1%の追加税が賦課される。ただし、連邦のメディケア支出に占める課徴金収入は27%程度であり¹⁰、メディケア支出の大部分は一般財源によって賄われている。州は、主に公立病院に対する財源保障を目的として、メディケア財源の他に州の独自財源からの支出も合わせて行っている。

メディケアの受給資格者は、オーストラリアに居住するオーストラリア市民、ニュージーランド市民、永住ビザの保有者である。オーストラリアと互恵の医療協定を結ぶ国の国籍を持つ一部の旅行者や一時的居住者も、条件付きで受給資格を有している。

公立病院では、患者は公的診療またはプライベート診療を選択するが、公的診療を選択した場合、医療サービス、病院に指定された医師による準医療サービス、入院、入院に伴う食費その他の健康サービスは無料で提供される。プライベート診療を選択した場合には、患者は医師に対する診療費、病院に対する病院費を支払うが、メディケアから医師に対する診療費の一部が支給される。一方で私立病院では、患者は医師に対する診療費、病院に対する病院費、付随する保健医療・薬剤サービス費、病院費などを支払い、メディケアから医師に対する診療費の一部が支給される。

メディケア給付は、連邦の規定する診療報酬表（Medicare Benefits Schedule）を基準として行われる。この診療報酬表には、広範囲の診察、処置、検査項目が挙げられており、各項目の料金が規定されている。診療報酬表に含まれる医療サービスや新しい技術等の査定は、安全、コスト効率性、患者への便益などを考慮して、医療サービス諮問委員会（Medical Services Advisory Committee）が行っている。

¹⁰ Department of Health and Aged Care(2000)p.10.

メディケア給付率は、外来医療サービスについては診療報酬表の85%である。ただし、診療報酬と給付額の差額に上限が設けられているため、高額なサービスについては償還率はそれよりも高くなる。また、個人または家族の自己負担が一年間に一定額以上を超えると、その後の給付額は診療報酬額の100%とされるセーフティネットの仕組みが設けられている。ただし、美容整形、州政府が連邦の補助を受けて行っているサービス、労災保険でカバーされるサービスなど、一部のサービスはメディケア給付の対象外である。入院中のプライベート診療の給付率は75%である。入院中のサービスについては、上述のセーフティネットの仕組みは適用されない。

患者がメディケア給付を受ける方法は、①医師に対して支払いを行った後に、患者がメディケア庁に給付を請求する、②患者がメディケア庁に給付分のメディケア小切手を請求し、その小切手と医療費の差額を医師に支払う、の二通りがある。給付請求は郵送またはメディケア事務所の窓口で行われる。この他に、医師がメディケア給付額と同額を請求する場合（現物給付方式）には、患者は自己負担を負わず、医師が請求書を直接メディケア庁に送付して、サービスの全額についてメディケア庁から支払いを受ける¹¹。

また、メディケア受給資格を有する人を対象として、処方箋薬代を補助する薬剤給付制度（Pharmaceutical Benefits Scheme: PBS）も設けられている。この制度では、約1500の製剤から成る約600種類の医薬品が補助の対象となっており、約4800の認可された地域薬局に対して、請求にもとづく現金移転給付が行われる。また、同制度のもとでは、公立病院で用いられる特定の高コスト医薬品に対する補助なども行われている。

処方箋薬あたりの上限額が定められており、患者はその上限額までは自己負担をし、上限以上の金額は薬剤給付制度から支払われる。ただし、同種の医薬品で異なるブランドが存在する場合は、価格は低コストのブランドを基準とする。受給者が、特定の年金、給付、家族・児童サービス省や退役軍人省が運営する資格カードの保有者、または一定基準を満たす身体障害者の場合、この上限額が低く設定される。患者個人または家族合計の自己負担額が暦年で一定額に達した場合は、それ以降の自己負担比率を引き下げる仕組みが取られている。

また、連邦は民間部門の保健医療分野での役割も重視していることから、民間医療保

¹¹ 診療報酬表はメディケア給付の計算に用いられるものであり、医師が実際に設定する診療費は制限されていない。しかし、メディケア給付額の約70%は現物給付方式で請求されており、約80%は診療費が診療報酬表と同額またはそれよりも低額で請求されている。Department of Health and Aged Care(2000)p.8.

険を購入する個人に対して 30%の補助を行っている。

4.2.3 労災保険

労災保険は各州が運営しており、各州の関連法を根拠としている。連邦公務員については 1988 年安全復旧補償法 (the Safety, Rehabilitation and Compensation Act 1988) が根拠法となっている。

多くの州では労働者補償委員会が制度を運営しているが、首都特別地域、北部準州、タスマニア州、西オーストラリア州では複数の保険者が存在している。連邦公務員については労働者補償委員会が運営を行っており、安全・復旧・補償委員会 (Safety, Rehabilitation and Compensation Commission) と船員安全復旧補償局 (Seafarers Safety, Rehabilitation, and Compensation Authority) が窓口の機関である。

4.2.4 失業手当

失業手当は連邦が所掌しており、制度は 1991 年社会保障法 (Social Security Act 1991) にもとづいている。制度の全般的な監督は家族・コミュニティサービス・先住民省が担当しており、プログラムの運営はセンターリンクが行っている。

失業手当は連邦の一般財源により費用がまかなわれ、①若年者手当 (Youth Allowance) : 社会保障法 2.11 部に規定されて、16 歳から 20 歳の失業者を対象とするもの②失業手当 (Newstart Allowance) 同法 2.12 部に規定されて、21 歳以上で老齢年金支給年齢に達しない失業者を対象とするもの③高齢者失業手当 (Mature age allowance) : 同法 2.12A 部および 2.12B 部に規定されて、60 歳以上で老齢年金支給年齢に達しない失業者を対象とするもの④配偶者手当 (Partner Allowance) : 同法 2.15A 部に規定されて、配偶者が社会保障年金を受給している失業者を対象とするもの、の 4 種類があり、いずれも資産調査と所得調査を伴う¹²。

若年者手当の受給資格者は、16 歳から 20 歳の失業者の他に、16 歳から 24 歳のフルタイム学生や職業訓練受給者、25 歳以上のフルタイム学生または職業訓練受給者で、直前まで若年者手当を受けていた者などを含む。給付額は、単身者の場合は年齢、実家に居住しているか否か、子供の有無、既婚者の場合は子供の有無によって異なっており、2006 年 7 月時点で 2 週間あたり 183.20 ドルから 438.50 ドルである。フルタイム学生ま

¹² 2003 年 9 月 20 日以降は、高齢者失業手当と配偶者手当の新規の申請は受け付けられていない。

たは職業訓練受給者以外で若年者手当を受給し、かつ就労能力がある場合は、実際に求職していることを立証することが条件づけられている。

失業手当の給付額は、2006年7月時点で、子供のいない単身者は2週間あたり410.60ドル、夫婦はそれぞれ370.50ドルである。若年者手当と同様に、就労能力のある受給者には求職していることを立証する義務がある。

4.2.5 障害者福祉

障害者を対象とした福祉サービスには、所得保障、専門家による障害者支援サービス、障害者を対象とした関連サービスがある。

このうち所得保障は、家族・コミュニティサービス・先住民省を中心として主に連邦が所管している。障害者を対象とした所得保障で最も大きなものは障害者支援年金（Disability Support Pension）制度である。障害者支援年金の受給資格者は、16歳以上で老齢年金支給開始年齢に達しておらず、身体的、知的、または精神的障害を負っており、障害者レベルが20ポイントであり、障害が原因で今後2年間に就労や職業訓練を受けられない者、または16歳以上で老齢年金支給年齢に達していない盲人である。年金の支給に際しては盲人を除き、老齢年金と同じ所得調査と資産調査が課せられる。給付額は、21歳未満で子供のいない受給者を除き、基本的に老齢年金と同額である。また、障害者支援年金受給者には薬剤補助手当の受給も認められている。また、復員軍人省も障害者年金を運営している。その他の所得保障として、移動手当（Mobility Allowance）、疾病手当（Sickness Allowance）、介護者手当（Carer Allowance）、介護者給付制度（Carer Payment）、失業手当（Newstart Allowance）、若年者手当（Youth Allowance）などが障害者やその介護者に支給されている。

障害者支援サービスは、1991年に初めて採択された連邦・州間障害者協定（Commonwealth State/Territory Disability Agreement）にもとづいて、連邦と州が連携して提供をしている。現在の協定（2002-2007年協定）は2007年6月30日に失効する予定である。連邦と州の役割はこの協定の中で合意されており、連邦が就労支援に関する計画や運営に対して、州が居住環境支援や自立生活支援サービス、社会的自立支援サービス、レスパイトサービスなどに対して責任を負うことが明確化されている。連邦と州の支出予定額は同協定のスケジュールA1に記述されている。図表4-3で2003-04年度の障害者支援サービス支出を確認すると、総支出32.8億ドルのうち、半分以上は州が

支出する居住環境支援に用いられていることが分かる。

図表 4-3 連邦、州による障害者支援サービス支出、2003-04 年度（単位：100 万ドル）

サービスの種類	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	ACT	NT	連邦	全国
居住環境支援	602.75	481.46	200.02	148.69	119.13	50.34	25.05	11.02	-	1,638.46
自立生活支援	82.67	125.59	46.13	47.11	25.55	7.92	8.11	8.81	-	351.89
社会的自立支援	116.71	157.07	58.09	20.75	14.02	12.16	3.10	2.20	5.58 ¹⁾	389.68
レスパイト	65.51	41.24	34.02	19.00	10.81	5.16	4.02	1.28	4.43 ¹⁾	185.47
就労支援	-	-	-	-	-	-	-	-	301.28	301.28
弁護、情報、出版	7.52	6.39	5.21	1.89	2.18	1.76	0.73	0.12	13.22	39.02
その他支援	5.57	33.69	7.83	8.17	10.73	1.01	1.97	0.07	26.07	95.11
小計	880.73	845.44	351.30	245.61	182.42	78.35	42.98	23.50	350.58	3,000.91
行政費	111.61	75.37	30.55	14.13	12.85	4.31	4.52	0.99	27.95	282.28
合計	992.33	920.81	381.85	259.74	195.26	82.66	47.50	24.49	378.54	3,283.18

注 1：連邦の社会的自立支援とレスパイトサービスは、連邦・州間障害者協定にもとづく支出ではなく、障害者サービス法裁量基金（Disability Services Act Discretionary Fund）を財源としている。

出典：Australian Institute of Health and Welfare(2005)p.236, Table 5.12.

その他の障害者を対象とした関連サービスは、①連邦と州が共同で行っている地域在宅（Home and Community Care）ケアプログラムによる、高齢者、障害者、介護者を対象とした在宅ケア、②連邦リハビリテーションサービス局（CRS Australia）による社会復帰リハビリテーションサービスやカウンセリングサービス、③連邦社会保障・福祉サービス担当省聴覚サービス局（Australian Hearing）による聴覚サービス、④各州での障害者向け特別教育、⑤センターリンクを介した就労支援サービス、⑥連邦・州住宅協定（Commonwealth State Housing Agreement）にもとづく住宅支援、などである。

4.2.6 高齢者福祉

高齢者福祉は、大きく分けて施設ケア（residential care）と在宅ケア（community care）の二つの形式をとっており、その他に多くの関連する高齢者福祉プログラムが存在している。

施設ケアに関する規制と財源保障は連邦が行っており、サービス供給は、主に宗教団体や慈善団体、民間供給者などの非政府部門政府によって行われている。また、州も連邦の補助を受けて、一部の介護施設を運営している¹³。一方で、在宅ケアは連邦と州が共同で財源保障と運営を行っており、一部の州や地方はサービスの一部を直接供給して

¹³ 所有者別にみた介護施設の割合は、2002-03 年度について、宗教・慈善団体が 65.5%、個人が 25.8%、州が 8.7%である（Department of Health and Ageing(2003)p.9）。

いる。

連邦レベルでは保健・高齢化省が高齢者福祉を担当しており、施設ケアと在宅ケアの他に、連邦は高齢者の健康、自立、福祉の促進などの広範囲の社会政策を扱っている。また、介護者へのサービスとして、連邦は介護者レスパイトセンターの運営や、介護者手当 (Carer Allowance)、介護者給付制度 (Carer Payment) を通じた財政支援も行っている。

高齢者の長期的なケアの必要や適切なサービスの判定は、高齢者ケア判定チーム (Aged Care Assessment Teams) が行う。高齢者ケア判定チームは高齢者ケア判定プログラム (Aged Care Assessment Program) を通して運営されているが、これは連邦が州に交付する補助金を財源としている。高齢者ケア判定チームの人数や構成は地域によって異なるが、老年病専門医、医師、看護婦、ソーシャルワーカー、理学療法士などで構成されている。高齢者が施設ケア、高齢者在宅ケアパッケージ、高度高齢者在宅ケア (Extended Aged Care at Home) について連邦の補助を受けるためには、高齢者ケア判定チームの判定を受けることが前提とされている。

在宅ケアは、主に高齢者在宅ケアパッケージ (Community Aged Care Packages: CACPs) と地域在宅ケア (Home and Community Care: HACC) プログラムの二つが提供されている。

CACPs は、要介護度の低い高齢者に対して、通常は介護施設で利用可能なサービスを在宅で提供するものである。高齢者ケア判定チームの判定にもとづいて、高齢者個人の需要にあった介護サービスが設計される。

HACC は、高齢者、障害者、介護者を対象とした連邦と州の共同プログラムであり、連邦が包括的な戦略を策定し、直接の運営は州が行っている。財源は約 60%を連邦が、残りの 40%を州が拠出している¹⁴。これについて、一部の州では地方も拠出を行っている。サービス内容は、デイケア、家事支援、入浴や着替えの介助、家屋の維持修理、輸送、食事サービス、訪問看護、付随する保健医療サービス、弁護サービス、買い物等の支援、介護者に対する支援サービスである。サービス受給者は、サービスの種類や本人の支払い能力にもとづいて決められた利用料の支払いを求められる。

施設ケアは、要介護度の高い高齢者向けのナーシングホームと、要介護度の低い高齢者向けのホステルで提供されている。施設ケアの財源保障は連邦が行っている。入居者

¹⁴ Department of Health and Ageing(2003)p.7.

はケアの水準に応じて、日割りの利用料と施設使用料を支払うが、支払い能力の低い入居者は特別の考慮を受けられる。

高齢者福祉を規定する法律は、施設ケアと在宅ケアについてそれぞれ 1997 年高齢者福祉法 (Aged Care Act 1997) と 1985 年地域在宅ケア法 (Home and Community Care Act 1985) である。高齢者福祉法は、施設ケアや CACPs を運営するもので、サービスの計画、サービス供給者の認可、ケア受給者、補助金の支払い、サービス供給者の責任に関する事項を規定している。また、同法に規定された事項に関する詳細が、原則 (Principles) として規定されている。地域在宅ケア法は、HACC プログラムの枠組みを規定するもので、連邦・州間の当初の協定を内容としている。協定は、HACC プログラムの目的、プログラム財源でまかなわれるプロジェクトの種類、連邦から州への財政支援、プログラムの運営を規定しており、プログラムの運営を合理化するために改定もされている。

4.2.7 児童福祉

児童福祉は歴史的には州の責任とされていたが、1972 年の保育法 (Child Care Act) の制定以降、連邦の関与は拡大してきた。

連邦で保育サービスを所管するのは、家族・コミュニティサービス・先住民省と、家族・コミュニティサービス・先住民省、連邦税務局、センターリンク、メディケア庁が共同で運営している家族支援庁 (Family Assistance Office) である。家族・コミュニティサービス・先住民省は、保育支援サービスを主に運営しており、具体的には保育給付の運営、認可を受けた保育サービスに対する財政支援、被用者に保育サービスを提供する雇用主への支援、保育所の需要と供給に関する統計の維持、サービス運営者が新規保育サービスに関する決定を行う際の支援、親や雇用主に対する保育オプションの支援、保育サービスの質の確保などを行っている。一方で、家族支援庁は特定のサービス供給を担当しており、児童手当に関して受給家族の登録、請求の受付、支払い、受給資格などに関するアドバイスの提供、受給要件に関する調査や判断などを行っている。

一方で、州は家族支援、児童福祉、保育サービスの規制に主要な役割を果たしている。いずれの州も保育所保育 (long day care) の登録認可を行っており、一部の州は託児所保育 (occasional care)、家族的保育 (family day care)、学童保育 (outside school hours care) についても登録認可を行っている。この認可は、保育サービスを受ける児童数、施設の部屋や遊技場の規模、職員の人数と資格、衛生・安全要件などを内容に含む。一部の州

では保育サービスの資本支出や運営費に対する補助を行っている。その他に、連邦との共同サービスに関する計画への参加、就学前教育や一部の託児所サービスなどの、連邦の保育支援プログラムの対象外である保育サービスに対する補助、保育所保育、学童保育、家族的保育の全国基準の施行と監督なども行っている。

連邦が運営する保育給付（Child Care Benefit）は、保育サービスを受ける子供のいる家庭に対する所得保障制度である。給付は、保育サービス供給者に直接支払われて受給者の負担する保育サービス料を補助する形か、または財政年度の終わりに受給者に対して一括で現金給付が行われる形をとる。給付額は家族の所得に応じて決定される。

連邦が運営する、児童や家族を対象としたその他の所得保障は、扶養児童のある低・中所得家族を対象とした家族給付パート A（Family Tax Benefit Part A）、主な所得稼得者が一人で扶養児童のある家族を対象とした家族給付パート B（Family Tax Benefit Part B）、16 歳未満の児童を扶養する低所得者を対象とした扶養手当（Parenting Payment）、出産手当（Maternity Allowance）、予防接種を受けた乳児を対象とした予防接種手当（Maternity Immunisation Allowance）、孤児年金（Double Orphan Pension）がある。

保育サービスの全国的な計画は、家族支援運営法（Family Assistance Administration Act）と 2000 年保育給付（保育サービスの配置）に関する決定（Child Care Benefit(Allocation of Child Care Places)Determination 2000）にもとづいて行われている。この法は、保育サービスの運営者が認可を受けることと、保育サービスの配置を（保育所を除いて）書面による決定に従って行うことを求めており、保育サービスの需要のある地域で必要なサービスを利用可能にすることを狙いとしている。

また、保育サービスの質を確保するために、保育サービスの全国基準も設けられている。この全国基準は、保育サービスの施設、保健、安全、プログラム、運営、サービス提供者に関して、安全で発展的な保育を確保するのに必要な最低基準を記述するものである。1993 年に、社会福祉大臣委員会（Council of Social Welfare Ministers）は保育所保育サービスに関する全国基準を承諾し、各州の大臣は、この基準を各州の規制に組み込むことに同意をした。その後、全国基準は学童保育サービスと家族的保育サービスにも拡大適用されている。

連邦は 2004 年 6 月に新設された保育サービス支援プログラム（Child Care Support Program）を通じて、保育サービスに対する支援を行っている。図表 4-4 で連邦の支援を受けた保育サービスの種類と事業経営者をみると、保育所は 70%が民間営利組織であ

るが、一方で家族的保育、学童保育、託児所保育のほとんどは地域ベースの組織である。

図表 4-4 連邦による支援対象の保育サービス，2004 年（単位：％）

	保育所保育	家族的保育	学童保育	託児所保育 ・その他
民間営利	69.4	5.1	7.7	0.0
地域ベース	30.6	94.9	92.3	100.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
機関数	4,484	409	5,091	142

出典：Australian Institute of Health and Welfare(2005)p.88, Table 3.15.

4.2.8 生活保護

生活保護給付(Special Benefit)は1991年社会保障法2.15部の規定にもとづく給付で、給付対象者は、深刻な財政困難に陥っており、年齢、身体的、精神的、家庭環境、その他自身のコントロール外の要因によって十分な収入を得ることができない者のうち、その他の所得保障制度の適用を受けられない者である。このため、受給者の例として挙げられるのは、年齢要件や居住要件を満たさないためにその他の所得保障制度を受けられない貧困者、病人または障害者を介護しているが介護手当を受給できない者、新規の移民でかつ自身のコントロール外の要因による環境の変化を受けている者である。

制度の監督は家族・コミュニティサービス・先住民省が担当しており、プログラムの運営はセンターリンクが行っている。給付に際しては資産調査も行われ、所得があればその分給付が減額される。給付内容は、基本的には若年者手当や失業手当と同じである。

4.3 教育

教育に関する責任と権限は、憲法上、基本的には各州が有しており、各州ごとに教育法などを定めている。しかし、学校教育制度は各州で共通する点も多い。

就学前教育(preschool education)は一般に1年間であり、義務教育ではない。学校教育(school education)は13年間であり、次の3つの段階から構成されている。①1年次以前の準備級：義務教育ではないが広く行われている、②初等教育：6または7年間、1-6年次または1-7年次、③中等教育：5または6年間、7-12年次または8-12年次。準備級の開始は、一部の州では4歳に近いが、5歳が中心である。義務教育課程はタスマニア州で16歳、その他の州は15歳までである。

中等後教育は、全国訓練制度の下で運営される職業・技術教育部門と、大学等の機関

における高等教育部門で提供されている。

連邦レベルの教育行政は教育・科学・訓練省が担当しており、全国的な重要性を持つプログラムに対する補助などを通じて、各州と連携して全国を通じた教育の質の改善に働きかけている。また、教育の国際的パートナーシップについても連邦が責任を担っている。

連邦と州の間の協議は教育・雇用・訓練・青少年問題に関する閣僚協議会（Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs: MCEETYA）を通じて行われている。同協議会は 1993 年に複数の閣僚協議会を合併して設立されたもので、年 1 回以上開催され、連邦と州、ニュージーランドの教育・雇用・訓練・青少年問題を担当する大臣によって構成される。パプア・ニューギニアとノーフォーク島の担当大臣もオブザーバーとして参加している。協議会の扱う問題は、教育、雇用と労働の関連、青少年問題、成人・コミュニティ教育のすべての段階を含んでおり、全国的な調整や施策の策定について責任を担っている。

4.3.1 学校教育

学校教育の政策や運営に関する権限は主に州が有している。連邦は学校の日常の運営に対する権限は持たないが、全国的な財源保障や調整を行っている。連邦、州、私立学校が共同で果たしている役割としては、学校教育における全国的な優先事項の確定、教員の質、専門技術、身分に関する支援、学校教育の全国的な一貫性の促進、これらの目標を達成するための戦略の策定などが挙げられる。

州は学校教育の運営、財源保障、実施に主な役割を果たしている。各州には教育省や公立の初等・中等教育を担当する機関がおかれており、私立学校部門についても一部の責任を有している。各州は、学校の運営、カリキュラム、コース認定、学生の評価や資格認定などについて独自の政策決定を行っている。連邦と州が共同で定めた「21 世紀の学校教育における全国目標（National Goals for Schooling in the Twenty-first Century）」は、生徒の学習成果に焦点を当てて、生徒の達成度に関する全国的な報告の枠組みを提供していることから、カリキュラムと評価はこの目標を根拠としている。後期中等教育分野については、一般的に教育省とは別の機関が政策の責任を担っている。その他に、州は学校への財源保障を行い、遠隔地教育プログラムや特殊教育、留学生に対する教育などの、地域または全州でのプログラムやプロジェクトを運営している。また、教員の

雇用計画や資格要件の設定や、私立学校に対する登録、視察、補足的な財政支援を行っている。

一方で、連邦は州や私立学校に対して補足的な財政支援を行っている。その他には、一般経常プログラム、資本プログラム、特定のプログラム、政策展開、全国的な教育問題の調査や分析を通じた支援、学校のインフラ整備や、先住民の教育に関するプログラム、職業教育を行う特殊中等学校に対しても財政支援を行っている。また、全国的に一貫性のある学校教育制度を提供するために、共通の就学開始年齢、カリキュラムの一貫性、州間を移動する生徒のデータの移行に関する共通の情報システムなどの合意を結んでいる。また、連邦は 2005 年には、教員の質、専門性、身分を高める目的で、教育職に関する全国的な団体（Teaching Australia – Australian Institute for Teaching and School Leadership）を設立した。この団体は、具体的には教員や校長の全国的な基準の開発、教員訓練コースの認定システムの開発、質の高い教育に関する研究、教育職の推進を行っている。

4.3.2 高等教育

2003 年高等教育支援法（Higher Education Support Act 2003）で規定されているオーストラリアの高等教育機関は、公立大学が 37、私立大学が 2、海外の大学の支部が 1、学位等を独自に認定できるその他の高等教育機関が 4 つである。これらの機関のうち、オーストラリア国立大学、オーストラリア海事大学、オーストラリア映画テレビラジオスクールは連邦法にもとづいて設置されているが、残りのすべては州法によって設置または認可されている。これらは一般的に広範囲のプログラムを提供する機関である。

また、州の認可を受けて特定のコースを提供する高等教育提供者も 100 以上存在し、工学、経営、情報工学、芸術、保健医療関係の研究などのコースを提供している。

高等教育部門においては、連邦が財政や政策面で重要な役割を果たしており、一方で州が立法面について主な権限を有している。大学は法により自治機関として認められており、将来の戦略の策定や実施、適切な経営・管理構造、予算や資源配分などの運営、職員の給与や労働条件、学生の入学に関する決定、独自の学位の認定、品質保証、カリキュラムの評価と決定といった事項に権限を有している。

連邦は、2003 年高等教育支援法やその他の関連法にもとづく補助金の交付を通じて、補助金の受給要件や、高等教育・研究に関する政策や配置を規定しており、高等教育部

門の統治構造、説明責任、労使関係に影響を与えている。教育・科学・訓練省が連邦レベルでの高等教育政策開発とプログラム運営を所管しており、独立機関であるオーストラリア研究委員会（Australian Research Council）が、研究費の配分について教育・科学・訓練大臣に勧告を行っている。その他の省庁も、高等教育機関に対する一部の補助金の交付を行っている。高等教育部門への補助金は、2004年までは主に1988年高等教育資金法（Higher Education Funding Act 1988）にもとづいて交付されていたが、現在では主に2003年高等教育支援法にもとづいており、その他に毎年の歳出予算によるものと、1988年高等教育資金法にもどつく移行的な補助金（2007年まで）が交付されている。

その他に、連邦は高等教育貸付プログラム（Higher Education Loan Program: HELP）や奨学金など、学生に対する支援を通じた財政援助も行っている。また、研究支援の形でも高等教育部門への資金提供を行っており、教育・科学・訓練省が高等教育機関に直接交付する、成果主義にもとづくブロック補助金や、オーストラリア研究委員会と全国保健医療研究委員会が運営する、競争的研究プロジェクト、インフラや奨学目的の補助金が存在する。その他の連邦や州の省庁・機関、企業、民間非営利団体も研究費を拠出している。

州は、大学に関する立法の運営、新設大学の認定、独自に学位等を認定しない機関の提供する高等教育課程の認定、大学の財政運営の監査などを行っている。

連邦と州の間の協議の場は、閣僚レベルではMCEETYA、事務レベルでは高等教育に関する合同委員会（Joint Committee on Higher Education）であり、同合同委員会はMCEETYAに、高等教育に関する事項について勧告を行っている。また、連邦政府は各大学の副総長や総長をメンバーとする全国大学副総長委員会（Australian Vice-Chancellors' Committee）との協議も行っている。

4.3.3 職業訓練制度

職業訓練・技術教育の運営や提供は州の権限である。同時に、全国的な経済発展に対する責任から、連邦もこの分野で重要な役割を果たしている。連邦は、州に対する補助金の交付やその他の職業訓練・技術教育部門への直接的な財政支援を通じて、全国的に優先度の高い分野での成果を改善するよう働きかけを行っている。

1992年に、連邦と州と産業界が全国的に統一された職業訓練・技術教育制度を推進することで合意し、全国職業訓練局（Australian National Training Authority: ANTA）が設

置された。全国職業訓練局は連邦と州の仲介役を果たすと同時に、産業界、政府、官民の職業教育提供者と協働して、全国的に統一されて、産業界の需要に対する感応度を高めた職業訓練・技術制度を確立することを目的としていた。しかし、2005年7月に全国職業訓練局が廃止され、その機能が連邦の教育・科学・訓練省に移管されたことで、より全国的な職業訓練制度の確立が目指されることとなった。

連邦法である2005年労働力の技能向上法 (Skilling Australia's Workforce Act 2005) は、職業訓練・技術教育に関する全国的な目標と、ガバナンス、計画、財政的支援、アカウントビリティを規定している。また、同法は職業訓練・技術教育に関する閣僚協議会、全国産業技術委員会、全国クオリティ協議会といった、全国的訓練制度における主要団体の権限や構造も規定している。

職業訓練・技術教育に関する閣僚協議会 (Ministerial Council for Vocational and Technical Education) は2005年11月に設立され、議長である連邦の職業訓練・技術教育大臣と、職業訓練を担当する各州の大臣によって構成されている。同協議会は年1回以上開催され、戦略的政策、優先順位の設定、計画など、全国訓練制度に関して包括的な権限を有している。その他に、高等教育と職業訓練・技能教育間の連関など、訓練制度に影響を与える部門間の問題も扱っている。この協議会の存在により、定められた方向性や改革が州の需要を反映し、全国レベルでの決定が各州大臣の支持を受けることが保証されている。

全国産業技能委員会 (National Industry Skills Committee) は、職業訓練・技術教育制度において産業主導の焦点を拡大するために広範囲の産業から代表者を集めており、閣僚協議会に対して、労働力に関する計画や将来の職業訓練の優先順位など、職業訓練部門の問題に関する勧告を行っている。また、全国クオリティ協議会 (National Quality Council) は、連邦、州、産業界、官民の訓練提供者などをメンバーとしており、職業訓練の全国的な統一性と質の向上を目的として、閣僚協議会に対して報告を行っている。

また、全国的訓練制度の確立に関する指針は、連邦と州の職業訓練・技術教育の担当大臣が合意した、労働力の技能向上に関する連邦・州間協定 (Commonwealth-State Agreement for Skilling Australia's Workforce) に規定されている。

州の主な役割は、各州での職業訓練・技術教育の管理運営であるが、これは全国政策の枠組みの中で行われている。州の具体的な権限は、州レベルでの計画、職業訓練供給者の規制・登録、官民の職業訓練供給者への財政資金配分、学生の授業料等の設定、技

術高等教育機関の運営などである。また、州は資格の付与に関する権限も有しており、全国訓練パッケージにもとづいた資格の登録や、コースの認定、全国基準を満たす訓練供給者の登録や監査を行っている。各州当局は運営事項については大臣や議会に対する説明責任を、全国的政策事項については閣僚協議会に対する説明責任を有している。

5. 公務員制度

5.1 公務員数と給与の概況

連邦・州・地方別職員数と給与総額は図表 4-5 のとおりである。州政府の職員数が多く、全公務員の 74.1%を占めている。

図表 4-5 連邦・州・地方別公務員数と給与総額

(トレンド推計、職員数は 2005 年 11 月、給与総額は 2005 年第 4 四半期)

	連邦	州	地方	合計
職員数 (1000 人)	253.0	1,198.9	166.8	1,618.7
割合(%)	15.6	74.1	10.3	100.0
給与総額 (100 万ドル)	4,161.4	16,335.8	1,731.1	22,228.3

出典：Australian Bureau of Statistics(2006)*Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Dec 2005*

また、分野別に職員数をみると図表 4-6 のとおりである。州職員は教育・保健医療分野に多い。地方は、道路や公園などの公共施設の整備・維持管理や、ごみ収集、街路清掃などの事業が伝統的に地方の主要な業務であったために、現業職員が多い。

図表 4-6 分野別公務員数と給与総額

(原データ、職員数は 2005 年 11 月、給与総額は 2005 年第 4 四半期)

	職員数 (1000 人)			給与総額 (100 万 ドル)		
	連邦	州	地方	連邦	州	地方
農林水産	n.a	3.1	n.a	n.a	43.8	n.a
製造	4.6	0.3	0.0	100.0	3.6	0.0
電気・ガス・水道事業	0.0	41.4	2.8	0.0	816.8	38.8
建設	0.0	n.a	n.a	0.0	n.a	n.a
運輸・倉庫	n.a	34.8	n.a	n.a	663.5	n.a
通信	73.1	0.0	0.0	1,152.5	0.0	0.0
財務・保険	3.7	6.8	0.0	63.9	115.8	0.1
不動産・ビジネス	12.7	16.5	0.0	241.0	225.7	0.0
総務・防衛	132.8	145.2	158.4	2,139.3	2,208.7	1,649.4
教育	n.a	499.7	n.a	n.a	6,100.3	n.a
保健医療・コミュニティ	1.5	339.3	0.6	17.5	4,340.6	3.6
文化・レクリエーション	11.0	16.5	0.9	183.7	210.8	6.7
人事その他	5.6	102.9	0.9	94.1	1543.0	9.4
合計	254.0	1,211.3	165.9	4,161.4	16,335.8	1,731.1

出典：Australian Bureau of Statistics(2006)*Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Dec 2005*

5.2 公務員の給与の決定方法

5.2.1 州公務員の給与¹⁵

州政府の職員制度に関する事項は州の権限に属するため、各州で制度は異なっている。ニューサウスウェールズ州では、日本の地方公務員法に相当する法律は州政府職員管理法（Public Sector Management Act）およびこの法律にもとづく施行規則である。これらに規定のない事項は、各州労使関係法、同法にもとづく裁定（Award）¹⁶および各州の決定事項、労使の合意事項による。

州職員は、雇用条件の違いから上席職員とそれ以外の一般職員に大別される。

給与は職種別に規定される裁定にもとづいて決定される。給与表に用いられる等級は各省庁共通であり、一般職員の等級は、事務系職員裁定によると①義務教育・高等学校卒業者の従事できる職の等級、②それ以上の職の等級（等級1から12）の合計13等級で構成されている。さらに、前者の等級は10号級、後者の各等級は2つの号級から構成されている。

上席職員の給与は、レベル1から8段階に分かれている等級について、当該の職にある職員に支給可能な給料の幅が定められており、この金額の範囲内で、次官とそれぞれの上席職員の間での合意により決定される。

一般職員の昇給は、職の属する等級の範囲内で、1年間良好な成績で勤務した後、昇給が行われる。次官および上席職員には、勤務年数にもとづく昇給はない。

5.2.2 地方公務員の給与¹⁷

地方職員制度に関する独立の州法はなく、各州の地方政府法の中に数か条の規定が設けられている。地方政府法に規定のない事項については、州労使関係法、同法にもとづく裁定等などによる。地方議会は、裁定の定める基準にもとづいて、給与表を含む各地方職員の勤務条件を決定している。

¹⁵ この節の記述は自治体国際化協会(2002)^bに依った。

¹⁶ 基本的に、オーストラリアの労働条件は連邦または各州労使関係法の規定により職種別に定められた裁定にもとづいて決定される。裁定とは、労使関係法よって設置された労使関係委員会（Industrial Relations commission）が職権または労使いずれかの申し立てにもとづいて、職種ごとに給与表、労働時間等の基本的労働条件の最低基準を定めたものである。労使で合意が成立している場合には、裁定はその合意にもとづいて決定される。

州職員に適用される裁定は、職種や所属する組織によって異なり、ニューサウスウェールズ州では消防士裁定、都市計画官裁定、研究者裁定など合計70以上が存在する。これらの裁定の決定に関しては、労働関係委員会に対して州議会は干渉しない。

¹⁷ この節の記述は自治体国際化協会(2002)^aに依った。

ニューサウスウェールズ州を例に挙げると、州内の地方職員に適用される裁定はニューサウスウェールズ州地方裁定（Local Government(state)Award）である。これは、ニューサウスウェールズ州自治体協会と、職員を代表する主要な4つの職種別組合との合意にもとづいて労使関係委員会が決定したものである。ただし、幹部職員である上席職員の任用に関しては、原則的に裁定の適用外である。

州職員と同様に、地方職員も雇用条件の違いから上席職員と一般職員に大別される。地方裁定には、上席職員職群給与基準および一般職員に適用される専門職群給与基準、管理・技術職群給与基準、定型業務職群給与基準の4種類の給与基準に、合計15級が規定されている。それぞれの職群基準は職に要求される資格・能力、責任、難易度に対応している。給与基準と学歴との標準的な対応関係は、専門職群が大学卒以上、事務・技術職群が短期大学（TAFE）卒、定型業務職群が高等学校卒である。

一般職員の給与は、職の属する級の範囲内で、本人の能力、従前の職務経験、研修経験、同等の業務をすでに行っている職員との均衡等を加味して決定される。上席職員の給与は、裁定または給与表にもとづいて、ジェネラル・マネージャーの場合は議会との合意により、その他の上席職員の場合はジェネラル・マネージャーとの合意により決定される。

北部準州などでは、人口定住策の一貫として同一級内では1年ごとの自動昇給が存在するが、ニューサウスウェールズ州では1992年の地方裁定の改正により、昇給と能力向上・勤務成績の関連が強化されたため、現在は定期昇給が否定されている。一般職員の昇給は、通常1年間良好な勤務成績で勤務した後に行われる。上席職員の場合、勤務年数にもとづく昇給はなく、合意にもとづいて雇用契約中の給料額が修正されることがある。

5.3 州・地方公務員の労働基本権¹⁸

組合結成権（組合加入権）、団体交渉権および争議権については明文の規定はないが、判例上承認されている。上席職員も理論上は組合加入が可能である。

オーストラリアの労働組合は職種別組合であるため、州・地方政府職員の加入する労働組合も複数にわたっており、事務系管理職、事務職、土木技術者、運輸関係職員、教員、警察官、刑務所職員等がそれぞれの組合に加盟している。大きな組合としては、ホ

¹⁸ この節の記述は主に自治体国際化協会(2002)^aと自治体国際化協会(2002)^bに依った。

ホワイトカラーを中心に地方政府のエネルギー、輸送、水資源、港湾関係職員を包含する The Australian Service Union が全国 14 万人の地方職員のうち、5 万弱を組織している。その他にも州規模、全国規模の組合が存在する。公共部門の労働組合組織率は 2005 年 8 月時点で 47.2%であり¹⁹、民間部門の 16.8%に比べて高い傾向にある。

¹⁹ データは Australian Bureau of Statistics(2006)Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership, Aug 2005 に依る。

参考文献

- Australian Bureau of Statistics(2006)*Year Book Australia 2006*.
- Australian Institute of Health and Welfare(2005)*Australia's Welfare 2005*.
- Bateman, Hazel and John Piggott(1997)*Private Pensions in OECD Countries – Australia*, Labour Market and Social Policy Occasional Papers No.23, OECD.
- Bateman, Hazel and John Piggott(2001)“The Australian Approach to Retirement Income Provision,” DP no.11, Retrieved April 10, 2006 from <http://www.ier.hit-u.ac.jp/pie/Japanese/discussionpaper/dp2000/dp11/index.html>.
- Commonwealth Australian Education International(2006)*Australia: 2006*, Country Education Profiles Series.
- Commonwealth Department of Family and Community Services(2005)^a *Annual Report 2004-05*, p.223-225.
- Commonwealth Department of Family and Community Services(2005)^b *Child Care Service Handbook 2005-2006*.
- Commonwealth Department of Health and Aged Care(1999)*Health Financing in Australia, The Objectives and Players*, Occasional Papers: Health Financing Series Volume 1, AGPS.
- Commonwealth Department of Health and Aged Care(2000)*The Australian HealthCare System An Outline*, AGPS.
- Commonwealth Department of Health and Ageing(2003)*Aged Care in Australia*.
- Commonwealth Local Government Forum(n.d.), *The local government system in Australia*, Retrieved March 30, 2006 from http://www.clgf.org.uk/index_profiles.htm.
- Commonwealth Department of Transport and Regional Services(2006)*2004-05 Report on the Operation of the Local Government(Financial Assistance)Act 1995, Local Government National Report*.
- Duckett, S. J.(2000)*The Australian Health Care System*, Oxford University Press.
- Galligan, Brian, Owen Hughes and Cliff Walsh eds.(1991)*Intergovernmental Relations and Public Policy*, Allen & Unwin.
- King, Anthony, Hans Boekgaard and Ann Harding(2001)“Pension Provision in Australia” in Richard Disney and Paul Jonson eds, *Pension Systems and Retirement Incomes across OECD Countries*, Edward Elgar.

Mackey, P. and G. Winter(1996)*The Medicare Levy: Rationale and Revenue, Research Note 26 1996-1997*, Department o the Parliamentary Library.

National Centre for Vocational Education Research(2002)*Vocational education and training in Australia 1991 to 2000: At a glance.*

New South Wales Department of Local Government(2005)*Council Rating and Revenue Raising Manual.*

Productivity Commission, Steering Committee for the Review of Government Service Provision(2006)*Report on Government Services 2006.*

U.S. Social Security Administration(2005)*Social Security throughout the World: Asia and the Pacific, 2004.*

岩崎美紀子「オーストラリア」『分権と連邦制』ぎょうせい、1998年。

石附実・笹森健編『オーストラリア・ニュージーランドの教育』東信堂、2001年。

大浦一郎「オーストラリアの社会保障制度の発展」『経済研究（明治学院大学）』第106号、1996年。

久保信保・宮崎正壽『オーストラリアの政治と行政』ぎょうせい、1990年。

久保田治郎編『オーストラリア地方自治体論』ぎょうせい、1998年。

厚生労働省『世界の厚生労働：2004-2005年 海外情勢報告』2006年。

小松隆二・塩野谷佑一編『先進諸国の社会保障②ニュージーランドオーストラリア』東京大学出版会、1999年。

自治体国際化協会^a「オーストラリア自治体の公務員制度」CLAIR Report No.235、2002年。

自治体国際化協会^b「オーストラリア州政府の公務員制度」CLAIR Report No.234、2002年。

自治体国際化協会『オーストラリアとニュージーランドの地方自治』2005年。

下野恵子「オーストラリアの年金改革」『海外社会保障研究』第126号、1999年。

増子勝義「オーストラリア」『世界の社会福祉年鑑2004』旬報社、2005年。

文部省『諸外国の学校教育制度（アジア・オセアニア・アフリカ編）』教育調査第124集、1996年。